

<新年度のお届け状況に合わせて送付しております>

令和2年4月24日

町内会・自治会長 各位

宇治市自治振興課

緊急事態宣言による「特定警戒都道府県」指定をふまえて
(外出自粛・イベントの開催自粛・施設の使用制限)

平素は、宇治市政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、標記の指定により、京都府から府内全域において、令和2年4月17日から令和2年5月6日の間、緊急事態措置として、外出自粛、イベントの開催自粛、施設の使用制限を強く要請されたところです。

本市においても、京都府の要請を受け、新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させるため、人との接触の機会を最低7割、極力8割程度の低減を目指し取り組んでいただくよう、宇治市長による「宇治市民の皆さまへ緊急のメッセージ」にて、お願いしているところでございます。

つきましては、町内会・自治会の運営については、下記の点にご留意いただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

(裏面チラシ「密閉」「密集」「密接」しない!をご参照ください)

記

集会、イベント等の開催について

規模の大小、屋内・屋外にかかわらず、開催の自粛を要請します。

※総会等について…決議事項がある場合は、書面による運用例もございますので、ご検討ください。(参考例は、宇治市ホームページに掲載)

※施設利用の休止…コミュニティセンター、ふれあいセンター、公立集会所等

※5月10日(日)までの期間としていますが、状況により延長する場合があります。

市職員の勤務体制の変更について

国・京都府から出勤者の削減要請を受け、感染症のまん延防止の緊急性を鑑みて、4月20日以降、それぞれの課に応じて交替出勤等、勤務体制を変更しております。

(5月6日までの期間としていますが、状況により延長する場合があります。)

ご不便をおかけしますが、ご来庁は必要不可欠な用務以外は、極力お控えいただくようお願い申し上げます。

自治振興係

TEL : 20-8721 (直通)